45—01　ＰＵＤＴ

審決の手続

１．　却下決定（→44—01 の２．(5)）、審判請求の取下げ（→43—01、43—02）、出願の放棄、取下げ及び変更（→61—05 の９．）による審判の終了以外は通常、審理の終結通知を発した日から 20 日以内に審決がされ（特§156①、④、実§41、意§52、商§56①、§68④）、審判事件は終了する。

２．　審決には、不適法な審判請求の審決による却下（特§135、実§41、意§52、商§56①、§68④）及び本案審理を行った審決（特§156①、③、実§41、意§52、商§56①、§68④）がある。

３．　審決に記載すべき事項（特§157②、実§41、意§52、商§56①、§68④）（→45—03）

４．　審決の併合

(1) 当事者の双方又は一方が同一である２以上の審判については、その審理の併合又は審理の併合をしたものを分離することができる（特§154①、②、実§41、意§52、商§56①、§68④）ことから、併合審理の結果、１通の審決書で審決をすることが可能である。

(2) 審決の併合の場合の記載要領（→45—03 の２．）

５．　審決があったときは、審決の謄本を、当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達する（特§157③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

６．　提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供の求め

審判官は、審決書の作成に用いるときその他必要があると認める場合において、当事者又は参加人が提出した書面又は提出しようとする書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を有しているときは、その当事者又は参加人に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することを求めることができる（特施規§50の11、実施規§23⑫→特施規§50の11、意施規§19⑧→特施規§50の11、商施規§22⑥→特施規§50の11）。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/kami_form/index.html）を参照。）

（改訂 R5.12）

45—03　ＰＵＤＴ

当事者系審判及び訂正審判における審決の記載事項

１．審決に記載すべき事項（特§157②、実§41、意§52、商§56①、§68④）

記載事項の詳細及び注意事項は以下のとおりである。

また審決の末尾には審決をした合議体に属する審判官全員が記名押印しなければならない（特施規§50の10、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）（押印代替措置→00—02の２．）。

(1) 審判の番号は無効２０○○－８００○○○などと記載する。除斥又は忌避の審判の場合は単に審判と記載しないで、除斥２０○○－９６０○○○、忌避２０○○－９７０○○○と表示する（→11—01）。

(2) 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所の表示については次による。

審決書における当事者等の表示（→45—10）

代理人の記載不要の事例（→45—11）

(3) 審判事件の表示

ア 審判事件は、その権利の番号と事件の種類（無効、存続期間延長登録無効、訂正、取消、存続期間の更新無効の審判）とを表示し、審決する旨を記載する。

イ 審判事件の表示における権利の表示は、次のとおりに記載する。

特許第○○○○○○○号発明「（発明の名称）」

登録第○○○○○○○号実用新案「（考案の名称）」

登録第○○○○○○○号意匠「（意匠に係る物品）」

登録第○○○○○○○号商標

(4) 審決の結論及び理由

ア 審決の結論（→45—04）

（ア）当事者系審判の場合も査定系審判と同様に請求が不適法で却下される

場合と、本案に入って審理された結果、請求が成り立たない場合と成立する場合とがあるので、その旨と審判費用の負担(→47―01)について記載する。

ただし、請求が成立する場合は、その内容を具体的に記載する(→45―04)。

(イ) 特許、実用新案及び商標においては無効請求の一部を認める審決（全部無効の請求に対し、一部無効とする審決、一部無効の請求に対し、その一部の更にある部分についてのみ無効とする審決）をする場合がある。

（文例）登録第○○○○○○○号商標の登録は指定商品中「○○」につきこれを無効とする。

イ 理由

当事者系審判においては、その権利内容の要旨認定が審理の前提となるほか、出願年月日、特許、又は登録の年月日の明確な認定が必要であるから、この点をまず明記する。

ウ 特許無効審判に訂正請求がある場合の審決

訂正を認める場合は、その旨を審決の結論中に記載し、訂正を認めない場合は、その旨を審決の結論中には記載せず、理由中で記載する（→51―19の３．(3)）。

(5) 審決の年月日

２．審理を併合の上、審決をする場合の注意

(1) 併合した事件の審判番号は上下に並列して記載する。

(2) 審理の併合ができるのは当事者の双方又は一方が同一の場合であるから、その同一でない方の当事者の表示（→１．(2)）は当事者に頭記する「請求人」又は「被請求人」との記載の前に対応する事件番号を記入付加して、例えば「無効２０○○－８００○○○の請求人」のように記載して列記する。

(3) 通常審決における前文中「次のとおり審決する」の前に「併合の上」を記入する。

なお、その権利が異なっている場合には、その権利の表示（→１．(3)イ）を列記する。

（文例）登録第○○○○○○○号実用新案「（考案の名称）」

登録第×××××××号実用新案「（考案の名称）」
の登録を無効とする各審判事件について実用新案法第 41 条で準用する特許法第 154 条の規定によって審理を併合の上、次のとおり審決する。

(4) 審決の結論については、併合した各々の事件ごとに記載する（→45―04 の５．(3)）。審決に一部の審判事件に対応する結論しか記載しなかったときは、脱漏審決となり（民訴§258）、残りの審判事件は、依然として特許庁に係属していることになる（知財高判平 19.10.31（平 18（行ケ）10129 号）参照）ので、全ての事件に対応して各々の結論を記載する。

審決の理由については、併合した事件に共通する事項は事件を特に表示しないで、併合しないときと同様に記載し、併合した事件により異なる事項は、例えば（文例１、２）のようにその事件又は対象物などを特示してそれぞれ記載することが必要である。なお、異なる部分が多いときには審決の簡素化の意味は少なくなる。

（文例１）請求人は甲第１～８号証（ただし、無効２０××－８００×××においては甲第８号証を欠き甲第１～７号証）を提出しているが、……

（文例２）なお、無効２０××－８００×××の請求人は甲第○号証を提出して……と述べており、無効２０××－８００×××の請求人は……と述べて、証人尋問の申請をしているが、しかし……、

(5) 審理を併合の上、審決をしたとしても、各事件で申立てられた全ての理由について判断を示すことが必要である。

「本件審決は，別件審判Ａ事件における無効理由の一つについてのみ認定判断し、審判Ｂ事件についても別件審判Ｃ事件についても、その取消理由につき何らの認定判断もしていないことは，審決書の記載自体から明らかであり，当事者間にも争いがないところである。そうすると，本件審決中の審判Ｂ事件に係る部分に、判断遺脱の重大な違法があることは，明白である。」　（東高判平 14.7.18（平 13（行ケ）79 号）参照）

（改訂 R5.12）

45—04　ＰＵＤＴ

審決、決定の結論の表示方法

１．　審決、決定の結論の表示

審決、決定の結論というのは、事件の当事者の請求の趣旨、申立て又は申請に対してどんな範囲で容認又は排斥したかを示す審判の合議体又は審判長の判断の結果である。

審決、決定の結論の項には請求、申立てなどの不適法却下、請求の趣旨に応じその全部又は一部の容認又は排斥を簡潔明瞭にしかも完全に記載し、それにより、その審決、決定の効力及び範囲が一見して明らかになるように記載する。

特に、訂正審判、訂正請求があるときには、審決、決定による確定範囲は請求単位（請求項ごと又は一群の請求項ごと）ごとになるから、これを特定できるように記載する。

２．　審判における費用の負担の表示

(1) 特許（登録）無効審判（特§123、実§37、意§48、商§46、§68④）又は商標登録取消審判（商§50、§51、§52の2、§53、§53の2）に関する費用の負担については、当事者の申立ての有無にかかわらず職権をもって、どちらに負担すべきかを結論の項で明瞭に表示しなければならない（特§120の8①、§169①、意§52、商§43の15①、§56①、§68④）（費用の負担→47—01）。

(2) 拒絶査定不服審判（特§121①、意§46①、商§44①、§68④）、補正却下決定不服審判（意§47①、商§45①、§68④）、特許異議の申立て（特§113①）、商標登録異議の申立て（商§43の2）、訂正審判（特§126①）又は判定（特§71①、実§26①→特§71①、意§25①、商§28①）に関する費用は、請求人（申立人）の負担とすると法文上規定（特§120の8①、§169③、意§52、商§43の15①、§56①、§68④）されているので、結論に表示する必要がない。

(3) 参加許否の決定の際、参加申請に反対する意見により生じた費用の負担につ

いて結論の項に記載する（→47―01の３．(3)）。

３．　結論の表示方法の基本方針

(1) 結論には請求の趣旨、申立て又は申請の範囲を越えた判断を表示してはならない。ただし、請求書の却下及び費用の負担についてはこの限りではない。

(2) 当該事件の請求人の請求（申立て又は申請）を排斥するときには、その請求（申立て又は申請）が成り立たない旨を表示し、容認するときには請求の趣旨（申立て又は申請）を容認することを具体的に表示する。

(3) 一部却下のときには、一部却下、本案についての判断の結果、費用負担の順に併記する。

(4) 結論は、他の必要記載事項と必ず分離し、かつ理由の項の直前に記載する。

(5) 結論の更正について、特許法には審決の更正決定の規定はないが、裁判例は一貫して審決は更正できるとしている（→45―06の１．）。

(6) 種々のときの結論の表示方法（→45―03の１．(4)）

(7) 訂正審判、訂正請求があるときは、結論において、その確定範囲である請求単位を特定する。具体的には、訂正後の請求項１、請求項３、４、請求項６～９がそれぞれ訂正単位であるときには、「訂正後の請求項１、〔３、４〕、〔６～９〕について」と記載して特定する（一群の請求項ごとに確定するときは、それがわかるように〔〕で単位を特定する）。

４．　特許無効審判の手続中に訂正請求がある場合の審決（→45―03の１．(4)ウ，51―19の３．(3)）

５．　審決の結論の実例

(1) 請求却下の審決

ア 全部却下

本件審判の請求を却下する。

審判費用は、請求人の負担とする。

イ 一部却下（→５．(2)ウ(イ)c）

(2) 本案審決

ア 拒絶査定不服審判

（ア）成立

a 原査定を取り消して自判する場合

「原査定を取り消す。」と記載して、以下自判審決の結論を次の文例に従って併記する。

(a) 一般のときの文例

本願の発明（意匠、商標）は、特許（意匠登録、商標登録）をすべきものとする。

(b) 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願のときの文例

登録第○○○○○○○号商標の商標権の存続期間の更新登録をすべきものとする。

(c) 防護標章のときの文例

本願標章は、登録第○○○○○○○号商標の防護標章として登録をすべきものとする。

b 原査定を取り消し、差し戻す場合

原査定を取り消す。

本願は、更に審査に付すべきものとする。

（イ）不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

イ 意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判

（ア）成立

原決定を取り消す。

（イ）不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

ウ 特許（登録）無効審判

（ア）通常の審判の場合

a 成立

全部無効：特許請求の範囲の全請求項について審判請求があり、当該全請求項を無効とする場合

(a) 特許第○○○○○○○号の請求項１～３に係る発明についての特許を無効とする。審判費用は、被請求人の負担とする。

(b) 実用新案（意匠、商標）登録第○○○○○○○号の請求項１～５に係る考案についての実用新案登録（意匠登録、商標登録）を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

一部無効：特許請求の範囲の一部の請求項について審判請求があり、請求のあった当該一部の請求項の全てを無効とする場合

特許第○○○○○○○号の請求項１に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

b 不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

c 一部成立

(a) 特許第○○○○○○○号の請求項１に係る発明についての特許を無効とする。

その余についての審判請求は、成り立たない。

（同請求項２に係る発明についての審判の請求は成り立たない。）

審判費用は、その二分の一を請求人の負担とし、二分の一を被請求人の負担とする。

(b) 登録第○○○○○○○号の指定商品（及び指定役務）中、「第○類　○○○」についての登録を無効とする。

その余の指定商品（及び指定役務）についての審判請求は、成り立たない。

審判費用は、その二分の一を請求人の負担とし、二分の一を被請求人の負担とする。

（イ）特殊な場合

a 共同審判

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、その三分の二を請求人甲の負担とし、三分の一を請求人乙

の負担とする。

b 参加人がある場合

(a) 請求人側に参加があって、成立のとき

意匠登録第○○○○○○○号の登録を無効とする。

審判費用及び参加により生じた費用は、被請求人の負担とする。

(b) 請求人側に参加があって、不成立のとき

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は参加によって生じた費用を含めて、請求人及びその参加人の負担とする。

(c) 被請求人側の参加があって、成立のとき

特許第○○○○○○○号発明の特許を無効とする。

審判費用は、参加によって生じた費用を含めて被請求人及びその参加人の負担とする。

(d) 被請求人側に参加があって、不成立のとき

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用及び参加によって生じた費用は、請求人の負担とする。

c 一部却下、一部認容の場合

登録第○○○○○○○号の指定商品（及び指定役務）中、「第○類　○○」についての登録を無効とする。

その余の指定商品（及び指定役務）についての審判の請求は却下する。

審判費用は、・・・・の負担とする。

(ウ) 訂正請求を伴う特許無効審判の場合

上記(ア)、(イ)の特許無効審判について訂正を認める場合は、上記各結論の前に訂正を認容するとの結論を以下のように併記する。

例.

a 成立（訂正の全部認容）

(a) 特許権全体に対して訂正の請求のあったとき

特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを認める。

特許第○○○○○○○号の請求項１に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

(b) 請求項ごとに訂正の請求があったとき（一群の請求項ごとに確定するときは、それがわかるように〔〕で単位を特定する）

特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項１、〔３、４〕、〔６～９〕について訂正することを認める。

特許○○○○○○○号の請求項１、３、４、６～９に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

b 成立（訂正の一部認容）

特許第○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を、令和○○年○○月○○日に提出された訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の〔３、４〕について訂正することを認める。特許第○○号の請求項１～４に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

c 不成立

訂正の適否判断に関する記載については上記 a、b と同様。

d 無効を申し立てられた請求項を全て削除する訂正を認め、特許無効審判の請求を却下する場合

請求項○～△を削除する訂正を認める。

本件審判の請求を却下する。

審判費用は請求人の負担とする。

（なお、費用負担は被請求人に一部又は全部を負担させる場合等もあり得る（特§169②→民訴§62、§63）（→47―01）。）

e 無効を申し立てられた請求項の一部を削除する訂正を認める場合

訂正請求書に・・・のとおり、訂正することを認める。

請求項○～○に係る発明についての特許を無効とする。

請求項○～○に係る発明についての審判の請求は成り立たない。

請求項○～○についての本件審判の請求を却下する。

審判費用は、その○分の○を請求人の負担とし、○分の○を被請求人の負担とする。

（削除された請求項に対する部分は請求を却下する。削除された請求項分に関する費用負担は、上記ｃと同様。）

エ 商標登録取消審判

（ア）成立

登録第○○○○○○○号商標の商標登録を取り消す。

審判費用は、被請求人の負担とする。

（イ）不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

オ 特許（商標登録）異議の申立て

（ア）通常の申立ての場合

ａ維持決定

（全部維持）

特許第○○○○○○○号の請求項１～２に係る特許を維持する。

登録第○○○○○○○号商標の商標登録を維持する。

（一部維持）

特許第○○○○○○○号の請求項１に係る特許を取り消す。

同請求項２に係る特許を維持する。

ｂ取消決定

特許第○○○○○○○号の請求項３に係る特許を取り消す。

登録第○○○○○○○号商標の商標登録を取り消す。

（イ）訂正請求を伴う特許異議の申立ての場合

上記(ア)の特許異議の申立てについて訂正を認める場合は、上記各結論の前に訂正を認容するとの結論を以下のように併記する。

例.

a 維持決定（訂正の全部認容）

(a) 特許権全体に対して訂正の請求があったとき

特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲及び図面のとおり訂正することを認める。

特許第○○○○○○○○号の請求項１に係る特許を維持する。

(b) 請求項ごとに訂正の請求があったとき

特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項１、〔３、４〕、〔６～９〕について訂正することを認める。

特許第○○○○○○○○号の請求項１、３、６に係る特許を維持する。

b 維持決定（訂正の一部認容）

令和○○年○○月○○日付け訂正請求において、特許第○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項〔３、４〕について訂正することを認める。

特許第○○○○○○○○号の請求項３に係る特許を維持する。

c 取消決定

訂正の適否判断に関する記載については上記 a、b と同様。

カ 訂正審判

（ア）成立（訂正の全部認容）

a 特許権全体に対して訂正審判が請求されたとき

特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲及び図面を本件審判請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲及び図面のとおり訂正することを認める。

b 請求項ごとに訂正審判が請求されたとき

特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項１、〔３、４〕、〔６～９〕について訂正することを認め

る。

（イ）一部成立（訂正の一部認容）

令和○○年○○月○○日付け本件訂正審判請求において、特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲及び図面のとおり、訂正後の請求項１について訂正することを認める。

請求項１、〔６～９〕に係る訂正についての審判請求は成り立たない。

（ウ）不成立（訂正を認めない）

本件審判の請求は、成り立たない。

(3) 審理併合した場合の審決

（併合した事件ごとに各々の結論を記載する。）

結論

無効２０ＸＸ－８００００１号審判事件

特許第○○○○○○○号の請求項１～３に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

無効２０ＸＸ－８００００２号審判事件

特許第○○○○○○○号の請求項１～４に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

無効２０ＸＸ－８００００３号審判事件

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

(4) 再審

ア 審決却下

本件再審の請求を却下する。

イ 本案審決

（ア）成立

令和○○年審判第○○号事件につき令和○年○月○日にした審決を取り消す。

（当該審判請求が成立する場合の審決の結論を併記する。）

（イ）不成立

本件再審の請求は、成り立たない。

（注）判断遺脱、又は詐害審決を事由とする再審請求で、その事由の有無が本案審理の結果はじめてわかるときには、事由があればイ、なければアの結論とする。費用の負担その他は当該審判の審決の結論に準ずる。

６．決定の結論の実例

(1) 審判長による決定却下

ア 本件審判請求書を却下する。

イ 本件特許異議申立書を却下する。

ウ 本件商標登録異議申立書を却下する。

エ 本件参加申請書を却下する。

(2) 審判による決定却下

本件特許異議の申立て（商標登録異議の申立て、参加の申請、除斥の申立て、忌避の申立て）を却下する。

(3) 本案決定

ア 参加許否の決定

（ア）成立

（例１）本件参加を許可する。

（例２）参加申請人が（被）請求人を補助するための本件参加を許可する。

（注）特§148①又は③の規定（実§41、意§52、商§56①、§68④）に基づいて参加の態様を表示しても良い。

（イ）不成立

参加申請人の申立ては、成り立たない。

参加の申立てによって生じた費用は、参加申請人の負担とする。

イ 補正の却下の決定

令和○年○月○日付けの手続補正を却下する。

(4) 証拠保全の決定

ア 成立

（ア）別紙記載事項につき証人の尋問をする。

（イ）本件につき鑑定人として、東京都文京区湯島１の９何某を指定する。

（ウ）相手方の事務所及び工場において検証、鑑定人の尋問をする。

イ 一部成立

特許庁審判廷において、別紙記載事項について、証人尋問を行う。

その他の申出に係る証拠調べは行わない。

(5) 受継許否の決定

ア 手続を受継人が受継することを許可する。

イ 本件受継の申立ては、成り立たない。

(6) 除斥、忌避の決定

ア 本件除斥（忌避）の申立ては、理由があるとする。

イ 本件除斥（忌避）の申立ては、成り立たない。

７． 判定の結論の実例

(1) 却下

本件判定の請求を却下する。

(2) 本案判定

ア 以下に判定の結論の文例を示す。

（ア）（特・実）イ号図面及びその説明書に示す○○は、
本件発明
の技術的範囲に属する（属しない）。
本件考案

（イ）（意）　イ号図面及びその説明書に示す意匠は、意匠登録第○○○○○○○号の登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する（属しない）。

（ウ）（商）　商品○○に使用するイ号標章は、登録第○○○○○○○号商標の商標権の効力の範囲に属する（属しない）。

（改訂 R5.12）

45—06　ＰＵＤＴ

審決等の更正

１．　民事訴訟法においては「判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権でいつでも更正決定をすることができる。」と規定しているが（民訴§257①）、特許法にはこのような規定がなく、法文上審決等の更正をすることができるかどうか必ずしも明らかでない。しかし裁判例は一貫して審決は更正することができるものとしている（大判大 12.12.3（大 12（オ）602 号）、大判昭 4.10.16（昭 4（オ）673 号）、大判昭 9.5.8（昭 8（オ）3120 号）、東高判平 7.10.31（平 4（行ケ）245 号））。

２．　特§157（実§41、意§52、商§56①、§68④）に示すように審判は審決をもって終了する。したがって、この重要な処分である審決を、その送達後に取り戻すことはしない。

３．　更正決定は、表示上の誤謬を訂正する場合で、かつ、その誤謬が明白な場合に限られる。更正決定により、審決の内容を実質的に変更させてはならない。

４．　更正決定は、職権又は申立てにより当該審決をした部門の合議体が行う。

５．　更正決定を行う場合は、更正決定書の謄本を審決を送達した者に送達する。

６．　決定（特許（商標登録）異議決定、却下決定を含む）も審決と同様に更正することができる。

（例）更正決定（査定系）（原本）

発送番号　112233　　1／

更正決定

不服２０ＸＸ－○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○
請　求　人　　○○　○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
代理人弁理士　○○　○○

特願２０ＸＸ－○○○○○○号拒絶査定不服審判事件について、令和　　年　　月　　日付けでなされた審決中に明白な誤りがありましたので、職権によって、下記のとおり更正決定します。

記

審決書の○○の欄における「△△△」を「□□□」とする。

令和　　年　　月　　日

審判長　特許庁審判官　　○○　○○
特許庁審判官　　○○　○○
特許庁審判官　　○○　○○

（改訂 R5.12）

45—10　ＰＵＤＴ

審決書等における当事者等の表示

１．審決書等における当事者等の表示は、事件の表示の前に文例のように記載する（国際意匠登録出願に係る事件→00—03）。

２．当事者及び参加人が法人である場合、その代表者の氏名の記載は省略する。

３．当事者及び参加人が複数ある場合、全員を列記し、代理人がいれば、各授権者の次に、代理人全員を列記する。

４．法定代理人がある場合には、「法定代理人○○」と記載する。

５．破産、更生管財人などがある場合には、「管財人○○」と記載する。

６．指定代理人のときは指定代理人の職名及びその名前を記載する。

〔説明〕

「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」第５条によれば、「……所部の職員でその指定するものに……」と規定されているので、これに準じて職名及び氏名を記載することになるが、事務処理上の理由から上記のように記載する。

７．当事者の住所等が変更されていることが、特許原簿等により判明した場合、変更後の住所で表示されることがある。

記載例

東京都○○区・・・・・
請求人　　A　社
東京都○○区・・・・・
代理人弁理士　　甲
東京都○○区・・・・・
代理人弁理士　　乙
東京都○○区・・・・・
請求人　　B　社
東京都○○区・・・・・
代理人弁理士　　甲

（文　　例）

住所又は居所
請求人　　氏名又は名称
住所又は居所
代理人　　氏名又は名称
住所又は居所
参加人　　氏名又は名称
住所又は居所
代理人　　氏名又は名称

住所又は居所
被請求人　　氏名又は名称
住所又は居所
代理人　　氏名又は名称
住所又は居所
参加人　　氏名又は名称
住所又は居所
代理人　　氏名又は名称

（改訂 H27.2）

45—11　ＰＵＤＴ

審決書に代理人の記載が不要の事例

以下のときには審決書にその代理人を記載しない。

(1) 審決時において代理人が解任されているとき

(2) 審決時において代理人が死亡していることが特許庁において顕著なとき

(3) 代理人の死亡届が提出されているとき

(4) 代理権を証する書面（委任状）が適式に提出されていないとき

ただし、請求人側の代理人全員について、代理権の不存在を理由に却下すべきときは、この限りではない。

(5) 中途受任の場合には、委任状の提出があっても受任届が提出されていないとき

（改訂 R5.12）

45—19　ＰＵＤＴ

審決による却下

審判請求が、以下に掲げる事由に該当するときは、補正を命じることなく、不適法な請求として審決をもって却下（審決却下）される（特§135、実§41、意§52、商§56）。

(1) 審判請求期間外の請求（→45—20）

(2) 共同出願人の一部の者がした請求（→45—20、22—03）

(3) 共有者の一部の者を被請求人とした請求（→45—20）

(4) 特許権者でない者を被請求人とした請求（→45—20）

(5) 対象物のない請求

(6) 在外者が特許管理人によらないでした請求

(7) 除斥期間を経過した後の請求

(8) 商標権の不使用による取消しの審判において、商標権の設定の登録の日から３年以上経過していないものに対しての請求

(9) 一つの特許出願に対して重複してした拒絶査定不服審判請求（取下げ等により審判に係属しなくなった請求を除く）のうち最初のもの以外の請求

（改訂 H27.2）

45—20　ＰＤＴ

却下審決の文例

１．請求期間経過

査定系審判の請求が期間（特§121、意§46、§47、商§44、§45）を経過しているため却下すべきとき（特§135、意§52、商§56①）は、審決の理由を文例のように記載することができる。

（文　例）

理　　由

本願（令和　年　月　日出願）に対して令和　年　月　日付けで拒絶査定がされ、その査定の謄本は令和　年　月　日に本件審判請求人である出願人（の代理人）に電子情報処理組織により送達されている。

（注）

その拒絶査定不服審判の請求は、特許法第121条の規定により査定の謄本の送達があった日から３月以内である令和　年　月　日（特許法第３条の規定に基づく期間計算による。）までにされなければならないところ、本件審判の請求は令和　年　月　日にされているので、上記法定期間を経過したのちの不適法な請求であり、その補正をすることができないものである。したがって、本件審判請求は、特許法第135条の規定によって却下すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

（注）　送達が郵便によって行われた場合は、「その査定の謄本は」以降を「令和　年　月　日に本件審判請求人である出願人（の代理人）に送達されたことは郵便物配達証明書によって明らかである。」と置き換える。

２．　共同出願人の一部の者がした審判請求の却下審決の文例

拒絶査定（意匠、商標登録出願における補正却下の決定）に対する審判において、共同出願人の一部の者がした審判請求を審決によって却下すべきとき（→22―01の３．、22―03の３．(1)）は、審決の理由を文例のように記載することができる。

なお、共同出願人の全員が一人の代理人に対して審判の請求を委任したにもかかわらず、代理人の過誤により審判請求人欄に一部のみしか記載しなかったときなど、実質上共同審判であるとの意思が表示されていると推認されるときは、審判長は手続の補正を命じるべきであるから、特許法第135条の規定による却下はできない（→22―03の３．(1)イｄ）。

（文　例）

理　　由

本件審判は、特許を受ける権利が　　及び　　の共有に係る特許出願の拒絶査定不服審判であるから、この請求は、特許法第132条第３項の規定によって、上記共有者の全員が共同して請求しなければならないところ、本件審判の請求は、その一部の者である　　によってされたものであるから不適法な請求であって、その補正をすることができないものである。

（注）

したがって、本件審判の請求は、特許法第135条の規定によって却下すべきものである。

（注）　審判請求後に、請求人を変更し、その変更が請求書の要旨を変更すると認められるとき（→30―01）は、「～ものである。」の次に「なお令和　年　月　日付けで提出された手続補正書による請求人を変更する補正は、請求書の要旨を変更するものであり、特許法第131条の２第１項の規定に違反する。」を挿入する。

３．　共有者の一部の者を被請求人とした審判請求の却下審決の文例

共有に係る特許権についての無効審判において、共有者の一部の者を被請求人とした審判請求を審決によって却下すべきとき（→22―03 の 3.(2)）は、審決の理由を文例のように記載することができる。（注１）

（文　例）

理　　由

本件審判は、特許権が　　及び　　の共有に係る特許の無効審判であるから、審判を請求するときは、特許法第 132 条第２項の規定によって、上記共有者の全員を被請求人としなければならないところ、本件審判の請求は、その一部の者である　　を被請求人としてされたものであるから不適法な請求であって、その補正をすることができないものである。（注２）

したがって、本件審判の請求は、特許法第 135 条の規定によって却下すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

（注１）　商標登録取消審判において、共有者の一部の者を被請求人とした審判請求を審決によって却下すべきときも、審決の理由を文例と同様の趣旨に記載することができる。

（注２）　審判請求後に、被請求人を変更し、その変更が請求書の要旨を変更すると認められるとき（→30―01）は、「～ものである。」の次に「なお、令和　年　月　日付けで提出された手続補正書による被請求人を変更する補正は、請求書の要旨を変更するものであり、特許法第 131 条の２第１項の規定に違反する。」を挿入する。

４．　特許権者でない者を被請求人とした審判請求の却下審決の文例

無効審判において、特許権者でない者を被請求人とした審判請求を審決によって却下すべきとき（→22―01 の７．、22―02）は、審決の理由を文例のように記載することができる。（注１）

（文　例）

理　　由

本件審判は、特許権者が　　である特許の無効審判であるから、特許権者を被請求人として請求しなければならないところ、本件審判の請求は、特許権者でない　　を被請求人としてされたものであるから不適法な請求であって、その補正をすることができないものである。（注２）

したがって、本件審判の請求は、特許法第 135 条の規定によって却下すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

（注１）　商標登録取消審判において、商標権者でないものを被請求人とした審判請求を審決によって却下すべきときも、審決の理由を文例と同様の趣旨に記載することができる。

（注２）　審判請求後に、被請求人を変更し、その変更が請求書の要旨を変更すると認められるとき（→30―01）は、「～ものである。」の次に「なお、令和　年　月　日付けで提出された手続補正書による被請求人を変更する補正は請求書の要旨を変更するものであり、特許法第 131 条の２第１項の規定に違反する。」を挿入する。

（改訂 R5.12）